

現金														
預け金														
その他														
共同受託振替勘定														
その他														
資産合計														

(記載上の注意)

1 3. 記載の金銭評価の困難な信託に係る計数を除いて記載すること。

2 「その他の信託」欄には、「指定金銭信託」欄から「土地及びその定着物の賃借権の信託」欄までに該当する信託以外の信託について記載すること。

3. 金銭評価の困難な信託

(単位：百万円)

信託財産の種類	件数	うち評価額のあるもの	
		件数	評価額
特許権等(特許権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。)			
実用新案権等(実用新案権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。)			
育成者権等(育成者権又はその専用利用権若しくは通常利用権をいう。)			
意匠権等(意匠権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。)			

著作権等(著作権、出版権又は著作隣接権をいう。)			
商標権等(商標権又はその専用使用権若しくは通常使用権をいう。)			
そ の 他			
合 計			

(記載上の注意)

- 1 期中に新規設定された信託について記載すること
- 2 件数、評価額については、資産流動化を目的とした信託に該当するものを()で注記すること

4. 流動化を目的とした信託

(単位：件、百万円)

信 託 財 産 の 種 類		件 数	元 本 額
金 銭 債 権	貸 付 債 権		
	売 掛 債 権		
	そ の 他		
動 産			
不 動 産			
地 上 権			
不 動 産 の 賃 借 権			
特許権等(特許権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。)			
実用新案権等(実用新案権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。)			
育成者権等(育成者権又はその専用利用権若しくは通常利用権をいう。)			
意匠権等(意匠権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。)			

著作権等(著作権、出版権又は著作隣接権をいう。)		
商標権等(商標権又はその専用使用権若しくは通常使用権をいう。)		
そ の 他		
合 計		

(記載上の注意)

- 1 期中に新規設定された信託について記載すること
- 2 資産流動化を目的とした信託とは、原委託者と当初の受益者が一致しており、
 - ①受託者と委託者の間で信託契約と信託受益権販売委託契約が同時に締結されるもの
 - ②信託契約の締結と同日に、信託受益権の第三者への譲渡について受託者が承諾をなしたもの
 - ③信託契約中に信託受益権の譲渡予定先の名称が記載されているもの
 のいずれかに該当するものをいう。

5. 金銭信託の状況

(単位：百万円)

区 分	金 額	元 本 の 補 て ん 等 の 有 無				運 用 財 産 の 種 類
		元本の補てん のある信託	利益の補足の ある信託	元本の補てん 及び利益の補 足のある信託	計	
指定金銭信託	合 同 運 用					
	単 独 運 用					
特 定 金 銭 信 託						
金 銭 投 資 基 金 信 託						
年 金 信 託	厚 生 年 金 基 金 信 託					
	国 民 年 金 基 金 信 託					
	規 約 型 企 業 年 金 信 託					

	基金型企业年金信託						
年金投資 基金信託	貸付金口						
	株式口						
財産形成 給付信託	財産形成給付金信託						
	財産形成基金信託						
財産形成投資基金信託							
貸付信託	収益分配型						
	収益満期受取型						
	収益運用口						
投資信託							
計							—
(うち二重信託を除いた計数)		—	()	()	()	()	—

6. 信託財産

(1) 貸出金

(単位：百万円)

区 分		前 期 末 残 高	当 期 末 残 高
長 期 資 金	設 備 資 金		
	運 転 資 金		
	小 計		
短 期 資 金			
合 計			

(2) 貸出金の担保内訳

(単位：百万円)

受 入 担 保 の 種 類	貸 付 金	割 引 手 形
自 行 預 金		
信 託 受 益 権		
有 価 証 券		
債 権		
商 品		
不 動 産		
財 団		
そ の 他		
計		
保 証		
信 用		
合 計		

7. 信託財産残高表

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
貸 出 金		指 定 金 銭 信 託	
証 書 貸 付		特 定 金 銭 信 託	
手 形 貸 付		年 金 信 託	
割 引 手 形		財 産 形 成 給 付 信 託	
有 価 証 券		貸 付 信 託	
国 債		投 資 信 託	

地	方	債		金 銭 信 託 以 外 の 金 銭 の 信 託	
短	期	社	債	有 価 証 券 の 信 託	
社			債	電 子 決 済 手 段 の 信 託	
株			式	暗 号 資 産 等 及 び 電 子 記 録 移 転 有 価 証 券 表 示 権 利 等 の 信 託	
外	国	証	券	金 銭 債 権 の 信 託	
そ	の	他	の 証 券	動 産 の 信 託	
暗	号	等	資 産 関 連 有 価 証 券	土 地 及 び 所 の 定 着 物 の 信 託	
電	子	記	録 移 転 有 価 証 券 表 示 権 利 等	地 上 権 の 信 託	
投	資	信	託 有 価 証 券	土 地 及 び 所 の 定 着 物 の 賃 借 権 の 信 託	
投	資	信	託 外 国 投 資	包 括 信 託	
信	託	受	益 権	そ の 他 の 信 託	
電	子	決	済 手 段 (特 定 信 託 受 益 権 を 除 く。)		
受	託	有	価 証 券		
暗	号	資	産		
金	銭	債	権		
生	命	保	険 債 権		
住	宅	貸	付 債 権		
そ	の	他	の 金 銭 債 権		
有	形	固	定 資 産		
動			産		
不	動		産		

無形固定資産			
地上権			
不動産の賃借権			
その他の無形固定資産			
その他の債権			
買入手形			
コールローン			
銀行勘定貸			
現金預け金			
現金			
預け金			
その他			
共同受託振替勘定			
その他			
合計		合計	

(注)

- 1 3. 記載の金銭評価の困難な信託を除く。
- 2 「その他の信託」欄には、「指定金銭信託」欄から「土地及びその定着物の賃借権の信託」欄までに該当する信託以外の信託について記載すること。
- 3 共同信託他社管理財産 百万円

(記載上の注意)

- 1 信託財産運用のため、信託を設定することにより信託受益権又は信託受益証券を取得した場合に、それが自社内で行われるときは、当該信託受益権又は信託受益証券と設定した信託とを相殺して記載すること。その場合の差額は、原信託に含めて記載すること。
- 2 信託財産の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。

3 元本補填契約のある信託に係る債権(社債(当該社債を有する信託業務を営む金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、未収利息、仮払金、支払承諾見返及び有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)をいう。)のうち次に掲げるものの額及び(1)から(4)までに掲げるものの合計額を記載すること。

- (1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権(破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。)
- (2) 危険債権(債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権((1)に掲げるものを除く。)をいう。)
- (3) 三月以上延滞債権(元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金((1)及び(2)に掲げるものを除く。)をいう。)
- (4) 貸出条件緩和債権(債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者の有利となる取決めを行った貸出金((1)から(3)までに掲げるものを除く。)をいう。)
- (5) 正常債権(債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、(1)から(4)までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。)

4 職務分担型共同受託を行っている場合は以下の<参考>を記載すること。

なお、信託財産運用のため、信託を設定することにより信託受益権又は信託受益証券を取得した場合に、それが自社と他の職務分担型共同受託者との間で行われるときは、当該信託受益権又は信託受益証券と設定した信託とを相殺して記載すること。

<参考>

上記(注)共同信託他社管理財産には、当社と〇〇〇〇が職務分担型共同受託方式により受託している信託財産(以下「職務分担型共同受託財産」という。)〇〇〇〇百万円を含んでおります。

上記信託財産残高表に職務分担型共同受託財産を合算した信託財産残高表は次のとおりであります。

(単位：百万円)

資	産	金 額	負	債	金 額
---	---	-----	---	---	-----

貸出金		指定金銭信託	
証書貸付		特定金銭信託	
手形貸付		年金信託	
割引手形		財産形成給付信託	
有価証券		貸付信託	
国債		投資信託	
地方債		金銭信託以外の金銭の信託	
短期社債		有価証券の信託	
社債		電子決済手段の信託	
株式		暗号資産等及び電子記録移転有価証券表示権利等の信託	
外国証券		金銭債権の信託	
その他の証券		動産の信託	
暗号等資産関連有価証券		土地及びその定着物の信託	
電子記録移転有価証券表示権利等		地上権の信託	
投資信託有価証券		土地及びその定着物の賃借権の信託	
投資信託外国投資		包括信託	
信託受益権		その他の信託	
電子決済手段（特定信託受益権を除く。）			
受託有価証券			
暗号資産			
金銭債権			

生 命 保 険 債 権			
住 宅 貸 付 債 権			
そ の 他 の 金 銭 債 権			
有 形 固 定 資 産			
動 産			
不 動 産			
無 形 固 定 資 産			
地 上 権			
不 動 産 の 賃 借 権			
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産			
そ の 他 債 権			
買 入 手 形			
コ ー ル ロ ー ン			
銀 行 勘 定 貸			
現 金 預 け 金			
現 金			
預 け 金			
そ の 他			
合 計		合 計	

8. 信託財産収支表

(単位：百万円)

収 入	金 額	支 出	金 額
貸 出 金 利 息		信 託 報 酬	
有 価 証 券 利 息 配 当		支 払 利 息	

その他の受入利息		支払手数料	
信託受益者配当		経費	
有価証券貸付料		投資信託委託者報酬	
金銭債権収益		電子決済手段売却損	
動産収益		有価証券売却損	
不動産収益		投資信託有価証券売却損	
* 収益調整益		暗号資産売却損	
* 投資信託解約差益		暗号等資産関連有価証券売却損	
電子決済手段売却益		電子記録移転有価証券表示権利等売却損	
有価証券売却益		固定資産売却損	
投資信託有価証券売却益		有価証券償還損	
暗号資産売却益		* 収益調整損	
暗号等資産関連有価証券売却益		* 投資信託解約差損	
電子記録移転有価証券表示権利等売却益		貸出金償却	
固定資産売却益		有価証券償却	
有価証券償還益		固定資産償却	
償却債権取立益		* 特別留保金繰入	
受入手数料		* …	
* 特別留保金戻入		* …	
* …		* …	
* …		その他の支出	
* …		* 異期決算信託収益繰入	
その他の収入		信託利益	
* 異期決算信託収益戻入			

合	計		合	計	
---	---	--	---	---	--

(記載上の注意)

- 1 *印の科目は、それぞれ対応する科目と収支を相殺し、相殺後の金額を「収入」又は「支出」のいずれか一方へ記載すること。
- 2 「信託利益」欄は、受益者の収益金額を記載すること。
- 3 信託の収益金の計算期間と営業年度との差異により生ずる収入の合計額と支出の合計額の差額については、「異期決算信託収益繰入」欄又は「異期決算信託収益戻入」欄に記載すること。

9. 信託財産の分別管理の状況

番	号	資 産 の 区 分	管 理 の 方 法
1		不動産	
2		不動産に関する所有権以外の権利	
3		動産(次項から6の項までに掲げるもの及び有価証券を除く。)	
4		船舶	
5		航空機(航空法第2条第1項に規定する航空機をいう。)	
6		自動車(道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車をいう。)	
7		指名金銭債権(信託の受益権を除く。)	
8		有価証券(信託の受益権を表示するものを除く。)	
9		特定信託受益権	
10		電子決済手段(信託の受益権を除く。)	
11		暗号資産	
12		電子記録移転有価証券表示権利等	

13	特許権等(特許権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。)	
14	実用新案権等(実用新案権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。)	
15	意匠権等(意匠権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。)	
16	商標権等(商標権又はその専用使用権若しくは通常使用権をいう。)	
17	育成者権等(育成者権又はその専用利用権若しくは通常利用権をいう。)	
18	回路配置利用権等(回路配置利用権又はその専用利用権若しくは通常利用権をいう。)	
19	著作権等(著作権、出版権又は著作隣接権をいう。)	
20	前各号に掲げる資産以外の資産	

(記載上の注意)

「前各号に掲げる資産以外の資産」に対応する「管理の方法」欄には、資産の種類ごとに分けて記載すること。

9—2. 履行保証電子決済手段の分別管理の状況

番 号	電 子 決 済 手 段 の 種 類	管 理 の 方 法

9—3. 履行保証暗号資産の分別管理の状況

番 号	暗号資産の種類	管 理 の 方 法

10. 信託財産の管理又は処分について指図を受ける信託に関する事項

指図を行う者の商号又は名称	所 在 地

(記載上の注意)

金融商品取引法第2条第9項に規定する金融商品取引業者(同法第28条第4項に規定する投資運用業を行う者に限る。)及び商品投資に係る事業の規制に関する法律第2条第4項に規定する商品投資顧問業者以外の者であって、二以上の信託財産の管理又は処分について自己以外の受益者のために指図を行う者について記載すること。

11. 代理店の増減

前 期 末	当 期 末	増 減 (△)

12. 財産に関する遺言の執行

前 期 繰 越 件 数	当 期 引 受 件 数	当 期 終 了 件 数	当 期 末 現 在 件 数

13. 会計の検査

前期繰越件数	当期引受件数	当期終了件数	当期末現在件数

14. 財産の取得、処分又は貸借に関する代理・媒介

(単位：百万円)

種類	件数	取扱額
取得		
(うち不動産)		
処分		
(うち不動産)		
貸借		
(うち不動産)		
(うち金銭)		
計		

(記載上の注意)

取得・処分の媒介に該当するものは、「処分」欄に括弧書で内数として記載すること。

15. 財産の管理(関連する信託事務を含む)及び財産の整理又は清算に関する代理事務

種類	前期繰越件数	当期引受件数	当期終了件数	当期末現在件数
管理				
財産の整理又は清算				

16. その他代理事務

(単位：百万円)

種 類	前 期 繰 越 高	当 期 引 受 高	当期取立高または 当期履行高	当 期 末 現 在 整 理 等 未 済 高
債 権 の 取 立				
債 務 の 履 行				

17. 株式事務の代行

(単位：社、千名)

区 分	前 期 末 現 在	当 期 末 現 在	増 減(△)
受 託 会 社 数			
管 理 株 主 数			

18. 特定信託受益権の発行及び償還の概況

① 報告対象期間

報告対象期間	年 月 日から 年 月 日まで

② 総発行・償還件数(件/月ごとに)

年 月	(発行) 件	(償還) 件
年 月	(発行) 件	(償還) 件
年 月	(発行) 件	(償還) 件

③ 総発行・償還金額(円/月ごとに)

年 月	(発行) 円	(償還) 円

年 月	(発行)	円	(償還)	円
年 月	(発行)	円	(償還)	円

④ 平均発行・償還金額(円/月ごとに)

年 月	(発行)	円	(償還)	円
年 月	(発行)	円	(償還)	円
年 月	(発行)	円	(償還)	円

19. 特定信託口座による管理の状況

金融機関の名称	信託契約により受け入れた金銭の金額	特定信託口座の定義	特定信託口座の口座番号その他の当該特定信託口座を特定するための事項
	円 (年 月 日現在)		

(記載上の注意)

報告対象期間における特定信託口座により管理している金銭の額の推移がわかる書面を添付すること。

20. 特定信託為替取引の状況

年間発行・償還件数	(発行)	件
	(償還)	件
年間発行・償還金額	(発行)	円
	(償還)	円
1件当たりの平均発行・償還金額	(発行)	円
	(償還)	円

21. 特定信託為替取引の収支の状況

	期(実績)	期(実績)	期(実績)	期(予想)
売上高				
売上原価				
売上総利益				
販売費・一般 管理費				
営業利益				
所要必要資金				
借入調達				
増資調達				
その他				